

診療所  
待合室

脳死と臓器提供

保健課

最近運転免許証を更新したところ、裏面に臓器提供についての意思表示欄が設けられていました。一部ですが、健康保険証にも同様に、意思表示欄の設けられているものがあります。皆さんは何らかの意思表示をしていますか。

一昨年の7月に臓器移植法が改正され、①脳死が人の死であること②提供に際し本人の書面による意思確認が必ずしも必要がない、などが規定されました。

これまで「臓器提供時に限り、脳死は人の死」だったものが「一般に脳死は人の死」と定められ、「本人の書面による意思表示がなければ提供はできない」から「本人の意思が明らかでなければ、家族が決定をする」と変更になりました。

これにより、日本での臓器提供件数は、1999年と2010年の間に86件ほどだったものが、2010年7月の改正臓器移植法施行以来、約1年の間にすでに54件が行われています（6月19日現在）。そしてその半数以上は、本人の意思表示がなく、

家族の承諾により行われているのです。

また、今回の改正で「脳死は人の死」とされたものの、医師が脳死判定をして死亡宣告することはできず、家族が脳死判定を承諾したときにのみ法的脳死判定を行い、死を宣告できることになっていきます。ここで脳死となれば、臓器提供できるということになるのですが、実に多くのご家族が重い決断をしているといえるでしょう。

日本で脳死による臓器提供件数が増えなかつた原因の一つに「心臓停止の死」とする死生観があり、「脳死の人の死」を受け入れ難いためだといわれてきました。法律が「脳死の人の死」と決めましたが、この考え方が広く社会的に合意されているとは思えません。どの時点で「死」ととらえるかは、個人の意見が尊重されねばなりません。だからこそ、今、意思表示をすることが大切だと思います。

日本で年間に脳死となる人は、5千人と1万人といわれています。日ごろから自分にも起こりうる問題として、自分なら提供する、しない、またはもしもそのような病気になったら移植を受けるか受けられないか考え、家族と話し合っておくことが大切ではないでしょうか。

大山町人権交流センター TEL 0859-54-2286  
大山町茶畑1077-3 FAX 0859-54-2413

人権のつぼ 73

自分自身を見つめ直して

7月10日から8月9日の一カ月は、部落解放月間です。町内外で行われた啓発活動に参加された方も多かったことと思います。今回は改めて、自分自身の差別意識について考えてみたいと思います。

【2つの問い】

次の質問について考えてみてください。

質問①「なぜ部落は差別されたのでしょうか」

質問②「なぜ部落を差別したのでしょうか」

この質問をすると、質問①では、差別された状況から差別された理由を考えられると思います。一方質問②では、差別をする状況から差別する理由を考えようとなります。

これまでの人権・同和教育の実践では主に質問①から、差別を受ける人のことを中心に、学習を進めてきたのではないのでしょうか。差別は、差別する人が差別する理由づけをしているのにもかかわらず、質問①を投げかけられると、差別された側からその理

由づけを考えてしまいます。

差別解消に向けて取り組むためには、質問①以上に、質問②を追求することが、大切なのではないでしょうか。

【自分の問題として】

差別は差別する側の理由づけによってなされます。差別解消に向かってまず取り組むべきことは、自分自身に内在する予断や偏見、差別意識に気づくことだと思います。言い換えれば「部落」をどう見てきたか「あるいは「なぜ知らなかったのか」「なぜ知ろうとしなかったのか」と問い直してみることではないでしょうか。

同じように「女性」をどう見ていたのか「障がい者」をどう見ていたのか「○○」をどう見ていたのか「○○」をどう見ていたのか「○○」《○○》という自分自身に内在している「くくり」について振り返り続けることが大切だと思います。

機会あるごとに「自分を問いたい」「自分を問い直し」続けたいものです。

参考：「部落問題学習資料22」（高取県部落解放研究所 2003年）